（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十四条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「番号利用法整備法第七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十五年新法」という。）」を「租税特別措置法」に、「への平成二十五年新法」を「への同法」に、「第十八条の十五の三第三十項」を「第十八条の十五の三第二十五項」に改める。

○財務省令第二十号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三条第三項、第七条第五項、第十三条及び第四十七条の四（同法第四十八条第三項、第四十八条の二十第二項及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条の四」を「第二十二条の五」に改める。

第一条の三第二項中「官報」を「、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。）に記録する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報」に改める。

第二条の六第一項中「官報」を「、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報」に改め、同条第二項中「申請書を」を「研究認定申請書を」に改め、同条第三項中「願書を」を「税理士試験受験願書を」に改める。

第二条の九第一項中「官報」を「、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報」に改める。

第六条中「、税理士試験実施の初日の二月前までに」を削り、「官報」を「、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による公告は、税理士試験実施の初日の二月前までに開始しなければならない。

第七条の見出しを「（試験合格者の公告）」に改め、同条中「及び法第七条又は第八条の規定による税理士試験の免除科目が法第六条に定める試験科目の全部に及ぶ者の氏名を」を「の受験番号を、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、」に改める。

第二十条の次に次の二条を加える。

（懲戒処分の公告の方法）

第二十条の二　法第四十七条の四に規定する財務省令で定める方法は、財務大臣が、法第四十五条又は第四十六条の規定により懲戒処分をした旨を、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法とする。

（懲戒処分を受けるべきであったことについての決定の公告の方法）

第二十条の三　前条の規定は、法第四十八条第三項において準用する法第四十七条の四に規定する財務省令で定める方法について準用する。

第二十二条の六を第二十二条の七とし、第二十二条の二から第二十二条の五までを一条ずつ繰り下げ、第二十二条の次に次の一条を加える。

（違法行為等についての処分の公告の方法）

第二十二条の二　第二十条の二の規定は、法第四十八条の二十第二項において準用する法第四十七条の四に規定する財務省令で定める方法について準用する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（税理士等でない者が税務相談を行つた場合の命令の公告の方法）

第二十六条の二　第二十条の二の規定は、法第五十四条の二第二項において準用する法第四十七条の四に規定する財務省令で定める方法について準用する。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第二十一号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百四十九号）の施行に伴い、並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条の二第一項、第四条の三第一項、第四条の四第一項及び第四条の五第一項並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第三条の四、第五条第一項第一号及び第二号、第九条の七第三項並びに第九条の九第二項第一号及び第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一